

第22期第37回農業委員会総会

◇日時

平成29年7月14日（金）午後2時00分

◇場所

昭島市役所301会議室

◇出席委員

1番 中野久史 2番 鈴木勇作 3番 紅林隆男 7番 高橋祥友
8番 宮崎邦康 9番 川島弘治 10番 木野秀俊 11番 谷部英治
12番 井上茂夫 13番 田島富男

◇欠席委員

4番 荒井啓行 5番 大島ひろし

◇議事録署名委員

3番 紅林隆男 8番 宮崎邦康

◇事務局

青木事務局長 増田農政係長 書記 飯島

◇会議に付した事項

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議長

来週にも梅雨明けとなりそうですが天候が不順でどう対処して良いのかわかりません。人間の体にも大変な部分がありますので健康に気を付けて作業してください。

それでは只今から、第37回農業委員会総会を開催致します。

議長

それでは、本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は3番 紅林委員 8番 宮崎委員 を指名します。

これより本日の議事に入ります。

本日の総会議案は、

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (3件)
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について (1件)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について (1件)

議長

それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年7月14日 提出者昭島市農業委員会会長 中野久史 番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況畑 面積579.42㎡ 申請人は、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年7月1日から平成29年6月30日までとなっております。備考につきましては、平成23年6月16日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の3番 紅林委員説明願います。

3番委員 はい、説明致します。
番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成29年7月6日 立会い者は、申請人、職代、C班です。過去3年間の労働日数は各年間100日。土地の案内につきましては、■■■■交差点より約90m東へ進み左折して約100m進む。T字路を右折して30m進んだ左側の道路隣接地の農地です。農地の状況ですが、区画整理事業により区画割りされた耕地です。昨年作業が完了し引き渡しを受け耕作再開2年目となる。現在は、サツマイモの作付けがされていて雑草等の手は入っている。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、あります。年間の作付け状況は、春は、春取り野菜とサツマイモ。夏は、サツマイモ。秋は、サツマイモ。冬は、春取り野菜です。出荷状況は、■■■■、■■■■■■■■に利用です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、農地内に東京電力の電柱が2本及び支線ワイヤーが設置されています。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

議 長 電柱はどうなっていますか。

農政係長 一部、農地パトロール中に東京電力の電柱を確認しまして、7月11日火曜日に区画整理事業の施工業者、事務局が立ち会いをしまして7月13日の昨日付で立川税務署長宛に農業委員会として通知の方を送らせて頂いております。

議 長 結果的にはどのような事に。

主 任 はい、事務局。今回、■■■■さんの土地に1本、■■■■さんの土地に3本、■■■■さんの土地に2本の電柱が埋設されています。その個人ごとに報告をさせて頂きました。おそらく電柱1本当たりの面積で期日の確定となると思われますが詳しくは税務署の判断でございます。

議 長 はい、わかりました。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年7月14日 提出者昭島市農業委員会会長 中野久史 番号2 所在 ■■■■■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積793㎡ 申請人は、■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年7月1日から平成29年6月30日までとなっております。

す。備考につきましては、平成8年9月19日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長 続きます、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の8番 宮崎委員説明願います。

8番委員 はい、説明致します。
番号2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成29年7月6日 立会いは、申請人、職代、C班です。過去3年間の労働日数は各年間330日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点を右折し200m南へ進み最初の交差点を左折し150m東へ進み突き当りを右折し30m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、細分化された作付けで周りにはひまわりが咲き雑草も少なく良く肥培管理してあります。年間の作付け状況は、春と夏は、ジャガイモ、生姜、キュウリ、トマト。秋と冬は、小松菜、ほうれん草、白菜、ラディッシュです。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年7月14日 提出者昭島市農業委員会会長 中野久史 番号3-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況畑 面積337.84㎡ 番号3-2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況畑 面積12㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況畑 面積1,090㎡ 番号3-3 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,087㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積988㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,471㎡ 番号3-4 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,404㎡ 面積合計6,389.84㎡ 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとなっております。備考につきましては、平成5年4月15日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長 続きます、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の9番 川島委員説明願います。

9番委員

はい、説明致します。番号3-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成29年7月10日 立会い者は、申請人、川島、事務局です。過去3年間の労働日数は各年間150日 土地の案内につきましては、■■■■■方面へ約100m進み、Aバス■■■■■停留所の交差点を左折し約150m進んだ左側の■■■■■の一面の農地です。農地の状況ですが、ジャガイモが収穫した後の畑です。他にネギが作付けされています。作年間の作付け状況は、春と夏は、ジャガイモ。秋と冬は、長ネギです。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。番号3-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成29年7月10日 立会い者は、申請人、川島、事務局です。過去3年間の労働日数は各年間300日 土地の案内につきましては、■■■■■交差点を北へ約400m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、茄子10本、キュウリ8本、トマト5本、スイカ3本等の夏野菜と里芋6作が栽培され良く肥培管理してあります。年間の作付け状況は、春と夏は、茄子、キュウリ、トマト等。秋と冬は、里芋です。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。番号3-3 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成29年7月10日 立会い者は、申請人、川島、事務局です。過去3年間の労働日数は各年間300日 土地の案内につきましては、■■■■■交差点を北へ約330m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、地番■■■■の東側には里芋が6作、西側にはブドウ10本（品種は、クイーンニーナ、ブラックビート、シャインマスカット、ピオーネ、富士稔、多摩豊）が作付けされ農地機材用のビニールハウスが2棟建っています。地番■■■■～■■■■は、体験農園として33区画あります。キュウリ、茄子等の野菜が栽培され指導と肥培管理は申請者が行っています。地番■■■■の一部は、長ネギが10作栽培されています。良く肥培管理してあります。年間の作付け状況は、春と夏は、里芋、ブドウ、ジャガイモ等の季節野菜です。秋と冬は、長ネギです。主な出荷先は、■■■■■とブドウは■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。番号3-4 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成29年7月10日 立会い者は、申請人、川島、事務局です。過去3年間の労働日数は各年間300日 土地の案内につきましては、■■■■■交差点を北へ約50m進み右折した左側の農地です。農地の状況ですが、体験農園が43区画ありキュウリ、茄子、枝豆、トマト等が作付けされています。良く肥培管理してあります。年間の作付け状況は、春と夏は、ジャガイモ、枝豆、茄子、キュウリ、大根、小松菜、ほうれん草。秋と冬は、キャベツ、白菜、ブロッコリー、小松菜、大根、ほうれん草です。主な出荷先は、利用者が■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行って

る旨の証明書を交付します。

議 長 次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積129㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、住宅建設。以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。地区委員の8番 宮崎委員説明願います。

8番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、先ほど、事務局長から説明のあったとおりです。平成29年7月10日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■方面へ向かい■■■■■交差点を右折し約200m南へ進み最初の十字路を左折し120m進んだ左側の土地です。農地の状況は、宅地用に土地が均してありますが雑草が有ります。周囲の状況は、東は、住宅。南側は、道路。西側は、道路。北側は、住宅です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,303㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的は所有権移転で分譲住宅でございます。以上、宜しく申し上げます。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。13番 田島委員説明願います。

13番委員 はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成29年7月7日 土地の案内と致しましては、■■■■■交差点を■■■■■交差点方向へ440m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、現在、10区画の分譲地として宅地造成工事が進行中です。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、宅地。西は、道路。北は、宅地と農地です。特記事項は特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議事録署名者		印
議長		
委員		
委員		